

2024（令和6）年度 埼玉支部収支見込みについて

2024（令和6）年度 埼玉支部収支見込みの概要

① 支部別収支差について

- ◆ 2024（令和6）年度の都道府県単位保険料率は、2年前（2022（令和4）年度）の医療費や総報酬額の実績をもとに、収支を見込んだうえで算定している。
- ◆ 支部別収支の収支差は、**医療費等が料率算定時の見込みからどの程度乖離したかを表したもの**となっており、**2年後の都道府県単位保険料率（2026（令和8）年度）の算定の際に精算**することとされている。

支部別収支の作成は、この**精算すべき額を算出**することを目的としている。

【参考】2024（令和6）年度の収支差について

2024（令和6）年度 見込み

2022（令和4）年度の都道府県別医療費の（実績）や総報酬額をもとに収支を見込んだもの

2024（令和6）年度の都道府県単位保険料率を算定する際に使用

2024（令和6）年度 実績

2024（令和6）年度の都道府県別医療費の（実績）や総報酬額の実績を用いて算出

見込と実績の乖離 = 収支差

2024（令和6）年度 埼玉支部収支見込みの概要

② 埼玉支部の収支差について

（百万円）

2024（令和6）年度	全支部		埼玉支部	
	予 算 （保険料率算定時の見込み）	決 算	予 算 （保険料率算定時の見込み）	決 算
収 入	10,269,430	10,682,846	366,139	383,189
支 出	9,961,173	10,024,267	354,897	359,035
収支差	308,257	① 658,579	11,242	② 24,153
全国平均分	308,257	658,579	11,242	③ 24,151 （①×総報酬按分率）
地域差分	—	—	—	④ 2 （②－③）

※端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

【参考】収支差（全国平均分と地域差分）について

収支差	内容
全国平均分	「①全支部計の収支差（剰余金）」を総報酬按分し、各支部に振り分けたもの
地域差分	「②各支部の収支差」と「③全国平均分」との差 （2024（令和6）年度の実績が保険料率算定時の見込みから乖離した影響等） ⇒ ④ 2026（令和8）年度の都道府県単位保険料率の算定時に精算される

2024（令和6）年度 埼玉支部収支見込みの概要

③ 支部別収支差の保険料率換算について

- 2024（令和6）年度の総報酬額の実績に基づき、収支差（地域差分）を保険料率に換算したものは以下のとおり。
（参考値）

支部別収支差 （地域差分）（a）	総報酬額 （2024（令和6）年度実績）（b）	保険料率換算 （a） / （b） × 100
2百万円	3,903,980百万円	約0.00005%

【参考】2023（令和5）年度決算の収支差：▲314百万円（約0.008%の加算）

2026（令和8）年度保険料率算定時に、**約0.00005% が減算**される（見込み）

注：2026（令和8）年度保険料率算定の際の精算に係る保険料率は、2024（令和6）年度の支部の収支差（地域差分）を2026（令和8）年度の総報酬額の見込額で除したものになる。
そのため、表中の保険料率換算（収支差（地域差分）を2024（令和6）年度の総報酬額の実績で除したもの）とは異なる。

【参考】収支差（地域差分）の精算及び保険料率への影響

支部別収支差 （地域差分）	料率算定時の見込みとの乖離	2026（令和8）年度の精算
マイナス	見込みと比べて医療費は多く使われた	マイナスをとったものを支出に加算（保険料率は上がる方向）
ゼロ	見込み通り	精算なし
プラス	見込みより医療費が使われなかった	収入に加算（保険料率が下がる方向）

2024（令和6）年度 埼玉支部の収支の内訳について

【2024（令和6）年度の収入について】

（単位：百万円）

	収 入	保険料収入		その他収入	債権回収	
			一般分		以外	
埼 玉		383,189	381,860	381,809	1,329	703
	R5決算	368,793	367,966	367,917	826	286
	増減	(+14,396)	(+13,893)	(+13,893)	(+502)	(+417)
	伸び率	(+3.9%)	(+3.8%)	(+3.8%)	(+60.8%)	(+146.2%)
参 考	全 国 計	10,682,846	10,648,967	10,647,587	33,879	19,171
	R5決算	10,321,146	10,299,805	10,298,438	21,341	7,846
	増減	(+361,699)	(+349,161)	(+349,149)	(+12,538)	(+11,325)
	伸び率	(+3.5%)	(+3.4%)	(+3.4%)	(+58.8%)	(+144.3%)

【2024（令和6）年度の支出について】

（単位：百万円）

	支 出	医療給付費（国庫補助を除く）（調整後）								現金給付費等 （国庫補助等を除く）	前期高齢者 納付金等 （国庫補助を除く）	業務経費 （国庫補助を除く）	一般管理費 （国庫負担を除く）	その他支出	令和４年度の 収支差の精算	令和４年度のインセンティブ		
		医療給付費 （A） - （B）	医療給付費（国庫補助を除く）				年齢 調整額	所得 調整額	加算額							減算額		
			医療給付費 （A）	災害特例分(B)														
				令和元年度の 協会手当分（B1）	波及増分 （B2）													
埼 玉		359,035	199,041	195,729	195,729	-	-	▲585	3,896	19,913	128,241	6,860	2,320	1,977	314	369	369	0
	R5決算	350,889	193,843	189,902	189,902	-	-	▲401	4,342	18,859	127,847	6,282	1,515	1,754	-	-	-	-
	増減	(+8,146)	(+5,197)	(+5,827)	(+5,827)	-	-	(▲184)	(▲445)	(+1,054)	(+395)	(+578)	(+805)	(+223)	(+314)	(+369)	(+369)	(±0)
	伸び率	(+2.3%)	(+2.7%)	(+3.1%)	(+3.1%)	-	-	(+46.0%)	(▲10.3%)	(+5.6%)	(+0.3%)	(+9.2%)	(+53.2%)	(+12.7%)	-	-	-	-
参 考	全 国 計	10,024,267	5,679,966	5,679,966	5,682,023	348	1,709	-	-	543,002	3,497,060	187,056	63,275	53,909	-	-	10,126	▲10,126
	R5決算	9,854,904	5,561,458	5,561,458	5,563,303	363	1,482	-	-	518,185	3,512,832	172,608	41,627	48,193	-	-	-	-
	増減	(+169,363)	(+118,507)	(+118,507)	(+118,720)	(▲15)	(+227)	-	-	(+24,816)	(▲15,772)	(+14,448)	(+21,648)	(+5,715)	-	-	-	-
	伸び率	(+1.7%)	(+2.1%)	(+2.1%)	(+2.1%)	(▲4.1%)	(+15.3%)	-	-	(+4.8%)	(▲0.4%)	(+8.4%)	(+52.0%)	(+11.9%)	-	-	-	-

- （注）1. 「債権回収」は、資格喪失後受診に係る返納金、業務上傷病による受診に係る返納金、診療報酬返還金、損害賠償金に係る債権の回収額の実績を表す。
2. 「年齢調整額」、「所得調整額」のマイナスは調整額を受け取る支部、プラスは調整額を負担する支部。
3. 医療給付費は、東日本大震災及び令和6年能登半島地震による窓口負担減免措置に伴う令和6年度の協会負担分に係る窓口負担減免額を含む。
4. （B1）は、健康保険法施行規則第135条の2の2第2項第1号に基づき、東日本大震災に伴う令和4年度における協会負担分の窓口負担減免額のうち、総報酬額の0.01%を超える部分として、（A）から控除するものである。
- また、（B2）は、東日本大震災及び令和6年能登半島地震に伴う窓口負担減免措置によって医療費が増加した分のうちの医療給付費分（国庫補助を除く。波及増分）を表す。
5. 「令和4年度の収支差の精算」は、令和4年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算（健康保険法施行規則第135条の7に基づき行うもの）を表す。
6. 「インセンティブ」は、令和4年度の都道府県支部ごとの取組実績に対する加減算額（健康保険法施行令第45条の2第1号ロ及びニ並びに健康保険法施行規則第135条の5の2に基づき行うもの）を表す。
7. 国の年金特別会計に係る分並びに東日本大震災及び令和6年能登半島地震による窓口負担減免措置に伴う波及増分（B2）が暫定値であるため、数値は今後変わりうる。

埼玉支部・直近10年間の支部別収支推移

(単位：百万円)

区 分		2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
収 入	保 険 料 収 入	265,352 (6.1%)	284,724 (7.3%)	304,844 (7.1%)	320,572 (5.2%)	338,205 (5.5%)	336,780 (▲0.4%)	352,683 (4.7%)	355,789 (0.9%)	367,966 (3.4%)	381,860 (3.8%)
	一 般 分	265,239 (6.1%)	284,607 (7.3%)	304,768 (7.1%)	320,506 (5.2%)	338,145 (5.5%)	336,731 (▲0.4%)	352,630 (4.7%)	355,739 (0.9%)	367,917 (3.4%)	381,809 (3.8%)
	そ の 他 収 入	460 (▲87.7%)	652 (41.7%)	520 (▲20.2%)	634 (21.9%)	1,848 (191.5%)	781 (▲57.7%)	803 (2.8%)	723 (▲10.0%)	826 (14.2%)	1,329 (60.9%)
	計	265,812 (4.7%)	285,376 (7.4%)	305,364 (7.0%)	321,206 (5.2%)	340,053 (5.9%)	337,561 (▲0.7%)	353,486 (4.7%)	356,511 (0.9%)	368,793 (3.4%)	383,189 (3.9%)
支 出	医 療 給 付 費 (国庫補助を除く)(調整後)	139,067 (10.7%)	145,469 (4.6%)	154,118 (5.9%)	161,849 (5.0%)	174,685 (7.9%)	164,259 (▲6.0%)	187,854 (14.4%)	190,358 (1.3%)	193,843 (1.8%)	199,041 (2.7%)
	医 療 給 付 費 (国庫補助を除く)	129,247 (11.2%)	135,823 (5.1%)	145,099 (6.8%)	153,938 (6.1%)	168,300 (9.3%)	160,006 (▲4.9%)	183,164 (14.5%)	185,647 (1.4%)	189,902 (2.3%)	195,729 (3.1%)
	年 齢 調 整 額	490 (30.7%)	595 (21.4%)	164 (▲72.4%)	222 (35.4%)	▲254 (▲214.4%)	▲499 (96.5%)	▲326 (▲34.7%)	▲180 (▲44.8%)	▲401 (122.8%)	▲585 (45.9%)
	所 得 調 整 額	5,080 (4.2%)	5,621 (10.6%)	5,812 (3.4%)	5,884 (1.2%)	5,578 (▲5.2%)	4,752 (▲14.8%)	5,016 (5.6%)	4,891 (▲2.5%)	4,342 (▲11.2%)	3,896 (▲10.3%)
	激 変 緩 和	4,250 (3.4%)	3,430 (▲19.3%)	3,043 (▲11.3%)	1,805 (▲40.7%)	1,061 (▲41.2%)	-	-	-	-	-
	現 金 給 付 費 等 (国庫補助を除く)	12,522 (4.2%)	13,098 (4.6%)	13,675 (4.4%)	14,378 (5.1%)	15,841 (10.2%)	16,308 (2.9%)	17,738 (8.8%)	18,999 (7.1%)	18,859 (▲0.7%)	19,913 (5.6%)
	前 期 高 齢 者 給 付 金 等 (国庫補助を除く)	100,934 (1.5%)	103,889 (2.9%)	115,393 (11.1%)	117,101 (1.5%)	123,101 (5.1%)	125,180 (1.7%)	128,141 (2.4%)	123,284 (▲3.8%)	127,847 (3.7%)	128,241 (0.3%)
	業 務 経 費 (国庫補助を除く)	3,393 (11.2%)	3,672 (8.2%)	4,010 (9.2%)	4,394 (9.6%)	4,902 (11.6%)	4,796 (▲2.2%)	5,227 (9.0%)	5,401 (3.3%)	6,282 (16.3%)	6,860 (9.2%)
	一 般 管 理 費 (国庫補助を除く)	1,015 (▲3.0%)	1,067 (5.1%)	1,244 (16.6%)	1,340 (7.7%)	1,564 (16.7%)	1,331 (▲14.9%)	1,931 (45.1%)	2,813 (45.7%)	1,515 (▲46.1%)	2,320 (53.1%)
	そ の 他 支 出	7,192 (896.1%)	977 (▲86.4%)	987 (1.0%)	1,200 (21.6%)	1,253 (4.4%)	1,417 (13.1%)	1,361 (▲4.0%)	1,393 (2.4%)	1,754 (25.9%)	1,977 (12.7%)
	前々年度の収支差の精算	142	233	▲44	57	▲235	285	492	▲1,427	428	314
	前々年度のインセンティブ	-	-	-	-	-	130	243	246	362	369
	加 算 額	-	-	-	-	-	130	243	246	362	369
	減 算 額	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0
	計	264,265 (9.2%)	268,405 (1.6%)	289,383 (7.8%)	300,319 (3.8%)	321,111 (6.9%)	313,706 (▲2.3%)	342,988 (9.3%)	341,068 (▲0.6%)	350,889 (2.9%)	359,035 (2.3%)
単 年 度 収 支 差		1,545 (▲87.0%)	16,969 (998.3%)	15,982 (▲5.8%)	20,888 (30.7%)	18,943 (▲9.3%)	23,856 (25.9%)	10,498 (▲56.0%)	15,443 (47.1%)	17,903 (15.9%)	24,153 (34.9%)
	全 国 平 均 分	1,501 (▲87.6%)	17,026 (1034.3%)	15,747 (▲7.5%)	21,173 (34.5%)	19,435 (▲8.2%)	22,429 (15.4%)	10,923 (▲51.3%)	15,757 (44.3%)	16,969 (7.7%)	24,151 (42.3%)
	地 域 差 分	44	▲57	235	▲285	▲492	1,427	▲425	▲314	935	2
支 部 保 険 料 率		9.93%	9.91%	9.87%	9.85%	9.79%	9.81%	9.80%	9.71%	9.82%	9.78%

(※1) () 内は、対前年度決算からの伸び率。
(※2) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

【参考】協会けんぽの都道府県単位保険料率の設定のイメージ

都道府県単位保険料率では、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなる。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる。このため、都道府県間で次のような年齢調整・所得調整を行う。

都道府県単位保険料率：年齢構成が高く、所得水準の低いA県の例

地：地域差
年：年齢差
所：所得差

調整前の保険料率と全国一律の保険料率の差を3つの要素に分解し、その内の年齢差・所得差に該当する保険料率を取り除く（年齢調整・所得調整）（※1、2）。

年齢調整・所得調整の結果、都道府県ごとの保険料率は、医療費の地域差を反映した保険料率となる。

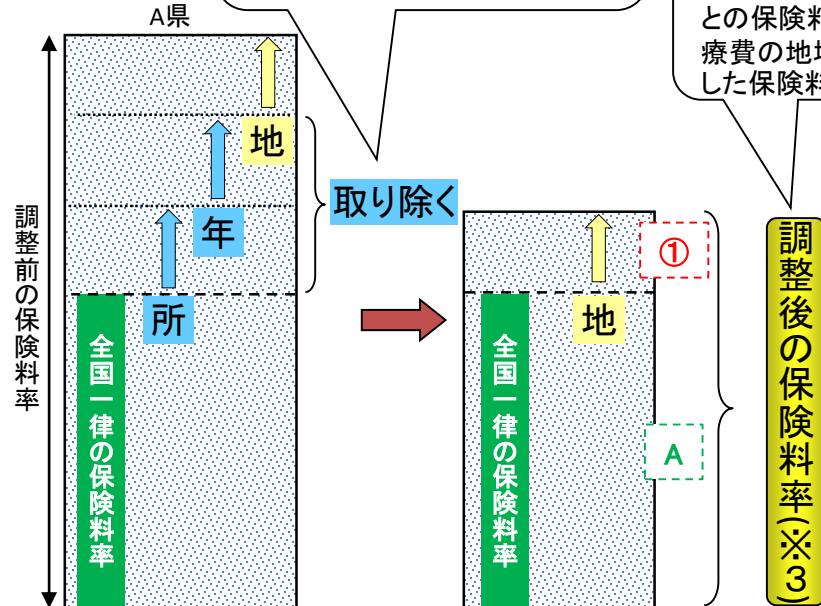
A県の保険料率

平均保険料率

A+B(=10%)

A県独自の保険料率

①+②+③%



各都道府県の保健事業等に要する保険料分を合算

後期高齢者支援金など全国一律で賦課される保険料分を合算

②
前々年度の精算

③
インセンティブ

最終的な保険料率

共通料率

B

（※1）年齢構成割合の差「(A県)-(協会平均)」に協会平均の1人当たり給付費等を乗じた額に対応する保険料率が、年齢差による上昇分となる。その上昇分を調整前の保険料率から引き、年齢差による影響を取り除くことを、年齢調整という。

（※2）1人当たり所得の差「(協会平均)-(A県)」に協会総計の給付費等を乗じた額に対応する保険料率が、所得差による上昇分となる。その上昇分を調整前の保険料率から引き、所得差による影響を取り除くことを、所得調整という。

（※3）災害等特殊事情についても、適切な調整を行う。